

大岡寺文書 二六一—五五

(兵庫縣城崎郡日高町山宮 大岡寺所藏)

進 大岡寺敷地山林事

合

一 惣寺内 在大坂古久道祖、西野谷・北野谷・槻谷

四至 東限日置尾、南限古久道祖、西限古久道祖、北限古久道祖

一 別院内 在二谷、東谷号院内寺僧住所

本佛藥師堂、地主大岡社、客人白山社

護法所 拜殿、温屋

僧坊等

四至 東限日置尾、南限古久道祖、西限古久道祖、北限古久道祖

右所注進如件

永曆二年八月七日 都維那法師 在判

寺主大法師 在判
上座大法師 在判
兼表朝臣 在判

二六、大岡寺敷地山林注進狀案

注進 大岡寺敷地山林事

合

一、惣寺内 在大坂古久道祖、谷川西横道境、西野谷・北野谷・槻谷

四至 東限(槻谷)日置尾、南限河會坂鳥居、西限太多坂鳥居、北限辨坂鳥居

一、別院内 在二谷、東谷号院内寺僧住所、西谷号社内寺宮神人住所

本佛藥師堂、地主大岡社、客人白山社、

護法所、拜殿、温屋、

僧坊等、

四至 東限日置尾、南限古久道祖前横道、西限月置尾、北限大岡禪頂御在所

右、所注進如件、

永曆二年八月七日 都維那法師 在判

寺主大法師 在判
上座大法師 在判

(縦三〇・三糎×横三八・二糎)

案主紀朝臣 在判

注進す^① 大岡寺敷地山林の事、

合せて

一、惣寺内^③、大坂古久道祖在り、谷川西は横道境、西野谷・北野谷・槻谷

四至^④ 東を限る杭野坂の鳥居、南を限る河合坂の鳥居、西を限る太多坂の鳥居、北を限る榎坂の鳥居、

二谷在り、東谷は、院内と号し寺僧の住所なり、西谷は、社内寺宮と号し神人の住所なり、

一、別院の内、地主大岡社、客人白山社^⑤

護法所、拜殿、温屋^⑦

僧坊等、

四至 東を限る日置の尾、南を限る古久神前の横道、西を限る月置の尾、北を限る大岡禪頂御在所、右、注進するところ件の如し、

永曆二年八月七日

都維那法師 在判

寺主大法師 在判

上座大法師 在判

案主紀朝臣 在判

〔語注〕

①注進(チュウシン)

報告をすること。これは中央官庁に大岡寺の敷地・山林など寺域結界地について報告を行った注進状である。

②敷地(シキチ)

寺地の区域をいう。大岡寺の境内。敷地の寺域は国の諸公事・課役を免除される除地であったのである。

③惣寺内(ソウジナイ)

東・西・南・北の四至に鳥居があり、その内をいう。

④四至(シイシ、またはシン)

東西南北の寺領域の境界をいう。大岡山に登る登山道は東が杭野坂(八代・小河江道)、南が河会坂(頃垣道)、西が太多坂(太田・山宮道)、北が榎坂(目坂・床瀬道)のルートがあり、この四箇所の登山口に鳥居の存在が確認される。鳥居内の四門結界の地は清浄な神域で殺生禁断の霊地であった。

⑤地主大岡社（ジシユオオオカシヤ）

大岡社は在来の山嶽神で「三代実録」の清和天皇貞観十年閏十二月二十一日の条に「但馬国正六位上大岡神授從五位下」と神階が授けられた、本地仏である。

⑥客人白山社（マロウドハクサンシヤ）

本地仏に対して天台系の白山大権現があとから勸請かたよされたものであろう。

⑦温屋（ユヤ）

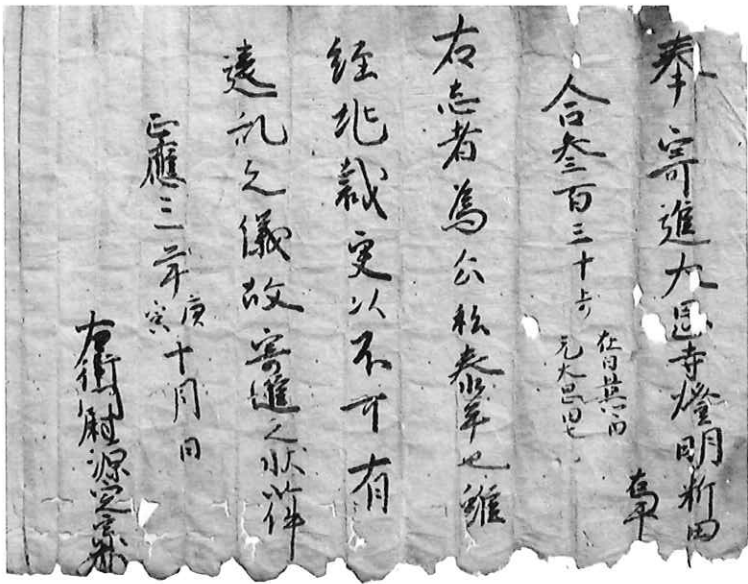
清浄な境内を汚さないために寺院などには早くから温浴する湯屋が設けられた。やがて参詣者の身を浄め祓うための功德風呂へと発展したのか。

〔解説〕

永曆二年（一一六一）八月七日のこの大岡寺敷地山林注進状案（二六号）は山岳信仰の聖域の場としての大岡山の形態を伺い知る貴重な文書であるといつてよい。惣寺域は大坂古久道祖・谷川西横道境を境界とし、谷は西野谷・北野谷・槻谷から成り、神域としての四門の結界は、東が野坂（八代・小河江道）、南が

河会坂（頃垣道）、西が太多坂（太田・山宮道）、北が椒坂（目坂・床瀬道）の四箇所の鳥居からなっていた。この鳥居の位置は大岡山への四つの登山口にあり、神域の物神性を具象化するために造立されていたと思われる。即ち、鳥居内の四門結界の清浄の地は殺生禁断の神域の霊地であった。現在、太田部落と山宮部落の大岡道の出合う西野谷上の地点を「西の鳥居屋敷」と呼ぶことから或はこの地点に「太多坂鳥居」があったのではないかと思われる。

別院は現在の大岡寺跡の地で、日置尾・月置尾の二つの尾根、大岡禪頂御在所と横道の四至に囲まれた地域で、ここには大岡寺の堂舎が建立され、薬師如来を本尊とする薬師堂、護法所、拜殿、温屋、僧坊等の伽藍があった。そして地主神の大岡神社、客人神としての白山権現社が配されていた。また二つの谷、東谷に院内寺僧の僧房があり、西谷は社内神人の住所があった。本地垂迹の神宮寺の様相である。禊ぎをする温屋があることも注目される。



奉寄進大岡寺燈明新田

合參百三十步

在日置郷内
元大岡田也

右志者為公私泰平也雖

經北裁更以不可有

遠礼之儀故寄進之狀并

正應三年庚十月日

右衛門尉源定宗

二七、源定宗田地寄進狀

奉寄進 大岡寺燈明新田

(事)

合參百三十步 在日置郷内
元大岡田也

右志者、為公私泰平也、雖

經北裁、更以不可有

遠礼之儀、故寄進之狀如件、

正應三年庚十月日

右衛門尉源定宗 (花押)

(縦三〇・三厘×横三八・二厘)

寄進し奉る大岡寺燈明新田(料)①の事

合せて參百三十歩、日置郷内に在り
元は大岡田也、

右の志は、公私泰平のため也、(兆歳)②北裁を經るといへども、更に以つて違亂の儀あるべからず、故に寄進の狀件の如し、

正應三年庚十月日

右衛門尉源定宗(花押)

〔語注〕

①燈明新田(トウミヨウリヨウデン)

燈明とは、神仏の前に奉る燈火のことで、その燈火の油などの費用を捻出するためのものである。

②北裁(チヨウサイ)

北は兆の異字体。裁は歳のあて字。兆歳はいついづまでもの意。

〔解説〕

源定宗なる人物が大岡寺に燈明料田として日置郷内の三百三十歩(一反弱)の田地を寄附した寄進狀であ

る。寄進の主体者源右衛門尉定宗については未詳。

土地の広さを量るのに代という語が用いられたが、大化改新のとき、町段の制が定められ、高麗尺方五尺を一步、三六〇歩を一段とし、一〇段をもって一町と規定した。鎌倉時代以後、大半小という名目も用いられた。町段の制は豊臣秀吉が改めるまで行われ、秀吉の天正の石直しによって曲尺方六尺三寸が一步、三〇歩が一畝、一〇畝が一段、一〇段が一町となった。ついで慶長・元和のころよりは方六尺を一步とし、三〇〇歩を一段と改めた。しかし、この制は幕領に普及したにとどまり、町段の内実は地方によって一様ではなかった。明治八(一八七五)年、地租改正で統一し方六尺を一步(坪)とし、三〇〇歩(坪)を一段、一〇段を町として今日に至っている。

奉寄進 但馬國八代庄内中禪寺田

合肆段者 坪本證文在之

右田者中禪寺別當伊与房尊弁令沽

却之間買得畢而依為大岳寺無緣之

寺申成領家御寄進狀氏女無一子之間

為後世菩提限永代所令寄進也仍之狀

如件

正安貳年六月八日

橘氏女

相知沙弥覺阿

二八、橘氏女田地寄進狀

奉寄進 但馬國八代庄内中禪寺田、

合肆段者、坪本證文在之

右田者、中禪寺別當伊与房尊弁令沽

却之間、買得畢、而依為大岳寺無緣之

寺、申成、領家御寄進狀、氏女無一子之間、

為後世菩提、限永代所令寄進也、仍之狀

如件、

正安貳年_{子庚}六月八日 橘氏女(花押)

相知沙弥覺阿(花押)

(縱三一・一櫃×横三七・三櫃)

寄進し奉る、但馬國八代庄内中禪寺田、

〔事〕、

合せて四段者^{てへ}り、^③ 坪本証文これ在り、

右の田は、中禪寺別當伊與房尊辨沽却せしむるの間、買得し畢ぬ、^{おわん}而して大岳寺無縁^⑤の寺たるに依つて、領家の御寄進狀を申し成し、^{しゅじょ}氏女一子無きの間、後世菩提のために、永代を限り、寄進せしむる所なり、仍つてこの狀件の如し、

正安二年^庚六月八日

橘氏女^{花押}

相知沙弥覺阿^{花押}

〔語注〕

①中禪寺 (チュウゼンジ)

但馬国太田文に

「歡喜光院領、

八代庄五三町八反^{給主但馬前司入道、地頭小河左衛門六郎宗祐、又号河会寺公文八代右近入道善阿御家人}

(中略)

河会寺田 拾町

(中略)

中禪寺 二反

とみえ、八代庄内にあつた寺院であることがわかる。

②以下三十点に及ぶ大岡寺文書は大半が焼火によって欠損している。誠に残念である。

③坪 (ツボ)

所在地を明示した坪付は、別紙として添付した本証文にみえるということ。

④沽却 (コキヤク) 売却すること。

⑤無縁 (ムエン)

特定の権門勢家との壇縁関係もなく、世俗との縁をたち切つたことをいう。「公界」などと同義。

⑥後世菩提 (ゴセボダイ)

仏心の結果、仏の加護により来世に極楽往生することを願うこと。

⑦相知 (アイチ) 保証人のこと。

〔解説〕

橋氏女なる女性が、中禅寺別当伊与房から買得した八代荘内の中禅寺田四段の地を改めて大岡寺に寄附した寄進状である。

氏女が一子なきため後世の菩提を願って菩提心を起したわけであるが、興味をひくのは、寄進の対象である大岡寺が「無縁の寺」といわれていることである。

無縁寺とか無縁所というのは、本来、世俗との縁を切った場所をいい、権門勢家の壇縁も、外護もなく文字どおり相手の誰れ、いかんを問わず、一切平等に救済するという衆庶の信仰に支えられて成り立っていたのであり、大岡寺の薬師如来は靈験あらたかな修験道による民間信仰のメッカであったことが同寺に寄せられる多くの寄進状によって伺い知ることが出来る。やがて室町時代に但馬守護となった山名氏やその有力被官の垣屋氏は、寺領安堵し、大岡寺を保護して、その民間信仰をとりこんでいったものと思われる。

この文書は、ともかくその寄進状の一つである。橋

氏女という地頭御家人の一女性が、子宝に恵まれず、買得した中禅寺の寺田を大岡寺に寄進し、後世の菩提を願ったものである。信仰心厚き当時の草深き但馬地方に生きる武家の女性の姿を彷彿とさせるものがある。保証人として名を連ねる沙弥覚阿なる人物は、三〇号・三一号文書にみえる。

樂田證文

大岳寺藥師如來佛供新田事

合壹段參百步 在高生鄉 宋極樂寺

件極樂寺敷地田者實俊重代相傳

退領掌之處有子細之間相副證文

永代奉施入于大岳寺藥師如來佛

供新田事自今以後全不可有他

仍為後日所奉入之狀如件

德治二年歲次丁未十二月十三日

大法師實俊

二九、僧實俊佛供田施入狀

(端裏書)

佛供田證文

施入 大岳寺藥師如來佛供新田事、

合壹段參百步 在高生鄉 字極樂寺

件極樂寺敷地田者、實俊重代相傳

退領掌之處、有子細之間、相副證文、

永代、奉施入于大岳寺藥師如來佛

供新田事、自今以後、全不可有他

仍為後日、所奉入之狀如件、

德治二年歲次丁未十二月十三日

大法師實俊(花押)

(縱三〇・二纏×横五一・二纏)

〔端裏書〕^①

〔御〕^② □佛供田の證文

施入^③し奉る、大岳寺薬師如来佛供料田の事、

合せて壹段參百歩

高生郷に在り、
字極楽寺

〔右〕

□件の極楽寺敷地の田は、實俊重代相傳^④□退領^⑤

掌^⑥の處、子細あるの間、證文を相副^{あはせ}えて、永代を

〔限り〕

□、大岳寺薬師如来の御佛供料田に施入し奉り

畢ぬ、自今以後、全く他の□^{物げ}あるべからず、

仍つて後日のため、これを入れ奉る所の狀件の如

し、

德治二年 歲次^{としなま}丁未^{ちやうみ} 十二月十三日

大法師實俊 (花押)

〔語注〕

① 端裏書 (ハシウラガキ)

文書の右端の裏に受取者の側で忘備のために文書の内容を簡単に略記した記事である。巻いた文書を拡げ

なくてもわかるためにのちに書き入れたものである。

② 證文 (シヨウモン)

土地所有の権利関係を証明する文書をいう。讓狀、

寄進狀、売券類など。

③ 施入 (セニユウ)

施し物を贈ること。多くは、寺社に土地・物を寄附

することばとして用いられた。

④ 重代相伝 (ジュウダイソウデン)

土地の権利を代々手から手に大切に受けついできた

ことをいう。このような一連の権利文書を「手継文

書」・「手継券文」などという。

⑤ 進退 (シンタイ) 支配・所領の去就をいう。

⑥ 領掌 (リョウショウ)

現実に土地の支配権を行使することをいう。

〔解説〕

この文書は、高生郷字極楽寺の敷地田一段三〇〇歩を大岡寺の本尊薬師如来の仏供田として施入した僧實俊の施入狀である。

高生郷は、「今ノ村数、地下・岩中・宵田・江原」とみえ（『日高村郷土誌』村名起源の章）、但馬太田文には「高生郷 百七町八反大 公文矣部尼開東給 八幡宮神人免六拾町」とある。字極楽寺は未詳。

極楽寺と實俊との関係などはよく知られないが、こゝでも大岡寺の薬師如来の信仰がかなり広く鎌倉時代に一般化していたことがわかる。

三〇、沙弥覺阿等連署田地寄進狀



寺長日仁王（講新田事之）

壹町貳段 坪付別格（在之）

當寺本尊、衆病悉除、身心安樂、願主者（無）

長壽之靈威年薦、求富饒得（滿足）

依之奉爲（前）
國家執鞞并將軍家執權、別爲御家（心）沙弥覺阿

家門安穩・子孫繁昌、限永代、奉寄進畢者、未（來）

永劫、子子孫孫、敢不可有相違者也、仍寄進之狀如件、

應長元年十一月八日

橘盛眞（花押）



〔縦三三・二匳×横四三・二匳〕

雅樂助橋有眞（花押）

沙弥覺阿（花押）

・橋盛眞三二號文書ニアル橋正眞ト同一人カ。

〔語注〕

①仁王講（ニンノウコウ）

鎮護国家の三経の一つといわれる仁王護国般若波羅蜜多経を転読し、御修法みしほこうえを行こうえう講会。恐らく大岡寺は元来、天台密教系の寺院であつたと思われる。これは同寺が客人社として白山権現を勧請していたことからわかる。

②坪付別紙にこれ在り（ツボツケベッシンにこれアリ）

所在地・田積などを明示した明細の坪付は、別紙として添付するという意味。

③執柄（シツペイ） 撰政・関白のこと。

④奉為（オンタメ） 仏家の習なちわしとしてオンタメと読む。皇室または、貴顕の時のみ用いるので改行するところがみられる。

〔大岡カ〕

寺長日仁王講料田（の事）

〔合せて〕

壹町二段坪付別紙にこれ在り②

〔右〕

は、當寺本尊、衆病悉除・身心安樂、願主は、

〔無解〕

長寿の靈威年旧く、富饒を求めて〔満足〕を

得、

これに依つて

國家執柄③、并びに將軍家執權の奉為おんため、別しては御家

人沙弥覺阿の家門安穩・子孫繁昌のため、永代を

限つて、寄進し奉り畢ぬ、者れば、未來永却、子

子孫孫、敢て相違あるべからざるもの也、仍つて

寄進の狀件の如し、

應長元年十一月八日

橘 盛眞（花押）

雅樂助橘有眞（花押）

沙弥覺阿（花押）

⑤ 沙弥（シャミ）

入道して仏門に入り、剃髪・出家しながら遁世せず
に依然俗事の職に携わる者。

〔解説〕

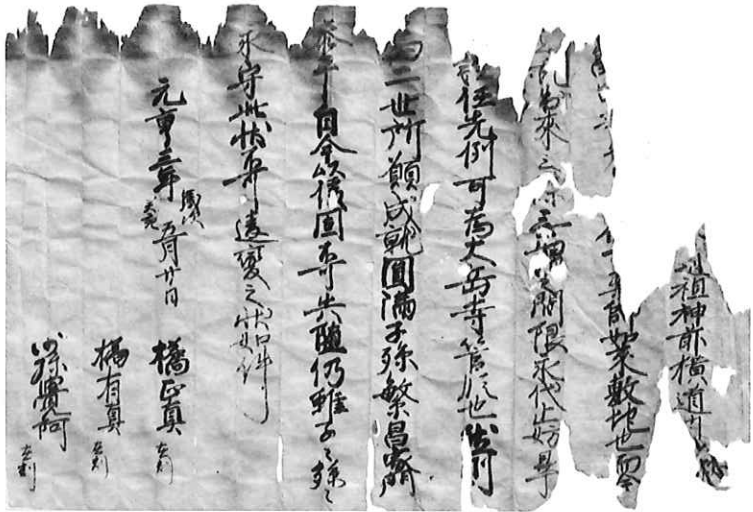
この文書は、御家人沙弥覺阿一族三名の連署で、一
町二段余の田地を長日仁王講会の料田として大岡寺へ
寄附した寄進状である。

既に二八号の橘氏女寄進状の解説でみたように、無
縁寺として衆庶の信仰を集めていた大岡寺に対して、
関東御家人として入部して来た橘氏は一族を挙げて、
同寺の薬師如来信仰の熱心な信仰者となっている。も

ちろんその機縁は沙弥覺阿の念仏者としての発心ほっしんであ
ろう。

御家人覺阿は、衆病悉除・身心安楽という現世利益
の靈験を持つ大岡寺の薬師如来に、家門の安穩・子孫
繁昌はもちろんとしても、「国家・執柄、並びに將軍
家・執権」という、公家・武家が相補い合って成立し
ていた当時の権門国家体制そのものの鎮護を祈禱する
仁王講会を宝前に催すために料田を寄附しているの
である。まさに国家体制の秩序の安穩と自からの家門の
繁栄は、御家人橘氏にとっては同一の祈念の上に思惟
されていたのであろうか。

仁王般若経は護国三部経の一つで、国家の安寧を祈
念して誦誦された經典であった。



道祖神前橫道内

三一、沙弥覺阿等連署畠地
寄進狀案

(前闕)

道祖神前橫道内山林

(右之) (等者九)

畠 □ 藥師如來敷地也、而今

□ 亂出來之 (緣) 無謂之間、限永代止妨畢、

□ 詮任先例、可爲大岳寺管領也、然則、

爲二世所願成就圓滿、子孫繁昌、家門

泰平、自今以後、固不可失墜、仍雖子々孫々

永守此狀、不可違變之狀如件、

元亨三年 歲次癸亥 五月廿日

橘 有真 在判

在判

橘 正真 在判

沙弥覺阿 在判

孫覺阿 在判

道祖神前横道の内山林

(右の) □ 畠 薬師如来の敷地也、而し

て今違乱出来の條、謂れなきの間、永代を限り、妨げを止め畢ぬ、所詮先例に任せて、大岳寺の管領たるべき也、然れば則ち、二世の所願、成就圓滿、子孫繁昌・家門泰平のために、今より以後、固く失墜すべからず、仍って子々孫々と雖も、永く此の状を守り、違變すべからざるの状件の如し、

元亨三年 歲次 癸亥 五月二十日

橘 正眞 在判

橘 有眞 在判

沙弥覺阿 在判

〔語注〕

① 道祖神 (サエノカミ)

塞の神とも。悪霊邪鬼の侵入を防ぐため境界などの境に祀られることが多かった。地藏・石神・猿田彦な

どを立てる。

② 横道 (ヨコミチ)

大岡山には四つの登山道があり、ほぼ海拔五〇〇メートルの地点に横に鉢巻状の横道があったという。現在ゴルフ場の建設によって破壊され、数ヶ所に痕跡を止めているに過ぎない。

〔解説〕

焼失によって前闕文書となっているのがおしまれるが、この文書は、三〇号文書と同じく沙弥覺阿等連署の畠地寄進状である。但し、三名の署判が在判とあるように案文である。

文意は前闕のため正確には取りがたいが、ほぼ、道祖神前の横道の内山林畠は、薬師如来の敷地として寄附されたものであったが、近年違乱されたため、改めて寄進の主体である沙弥覺阿ら一族が連署してその違乱を止め、大岡寺の管領たることを確認した寄進状である。

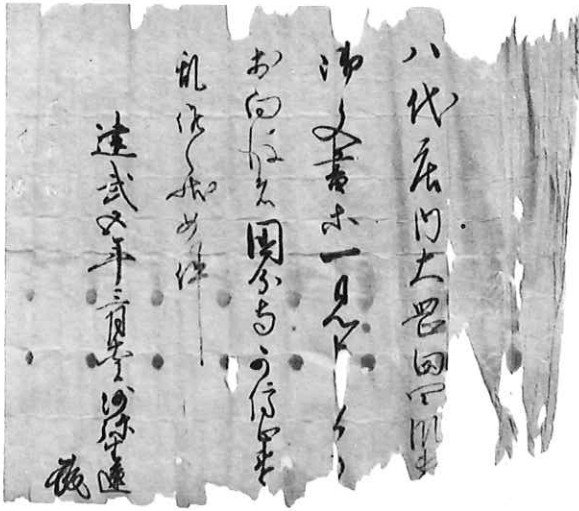
二六号文書の永暦二年(一一六一)八月七日付、大

岡寺敷地山林注進状案では大岡寺の敷地四至の結界は、四箇所の登山口に四門の存在によって確認されたが、鎌倉末期には道祖神境をもって「薬師如来の敷

地」と観念されていたと理解される。いづれにしる鎌倉時代の大岡寺は地頭御家人の橋氏の尊崇の跡がたしかめられて興味がある。

三二、沙弥生蓮書下

〔錯裏書〕
〔生〕
蓮房



八代庄内大岡田四段事
御文書等一見申候了、
於向後者、國分寺可停止違
乱候之狀如件、

建武五年三月十四日

沙弥生蓮

〔花押〕

（縦二八・四厘×横三九厘）

〔端裏書〕

〔生〕蓮房

八代庄内の大岡田四段の事、

御文書等一見申し候了ぬ、

向後においては、國分寺違乱を停止すべく候の状
件の如し、

建武五年三月十四日

沙弥生蓮〔花押〕

〔語注〕

①八代庄（ヤシロノショウウ）

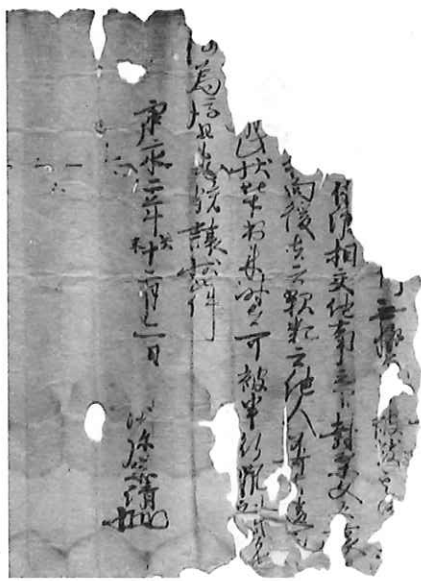
欲喜光院領、但馬太田文には総田数五十三町八反、
地頭小河宗祐、河会寺公文八代善阿などの名がみえ
る。享和三年（一八〇三）の「郷名村々書上帳」によ
れば、八代谷郷の藤井・奈佐路・谷村・猪爪・中・奥
八代・河江・椒・三原の各村が八代荘に含まれる地域
であったと思われる。

②国分寺（コクブンジ）

但馬国分寺の遺構は近年の発掘調査でその一部が明
らかとなった。特に七重塔の焼失による倒壊の生々し
い有様が話題となったが、その焼失の時期はいつか、
恐らく南北朝期のことであろうか。国分寺が南北朝期
に依然勢力をもっていたことがこの文書などから知ら
れる。

〔解説〕

南北朝の動乱を契機として八代荘大岡寺田四段をめ
ぐって大岡寺と国分寺との間に訴訟がもち上ったもの
であろう。大岡寺は沙弥生蓮のもとに証文などの文書
類を提出して見参せしめたため、生蓮は、文書等の証
拠明白により、国分寺の違乱を停止せしめたものであ
ろう。沙弥生蓮については未詳。



(縦三〇・二匁×横二二・二匁)

三三、沙弥宗清讓狀

〔前闕〕

無懈(意可也)被致其沙(込)

付渡、相交他事之間、封案文之(裏カ)

於向後者、云親類云他人、不可有違(乱)

此狀輩出來時者、可被申行罪科者也、

仍爲後日龜鏡、讓狀如件、

康永二年关未十二月二日

沙弥宗清(花押)

〔語注〕

① 懈怠 (ケタイ) 職務をなまけ怠ること。

② 案文の裏を封ず (アンモンノウラをフウズ) 讓狀の案文の裏に証判を加えて確認の旨の裏書をす

る。即ち、裏封 (うらふう) を加え、讓渡行為を保証することをいう。

③ 龜鏡 (キケイ) 証拠。証文。模範。

〔前闕〕

懈(意)なく其の沙(込)致される(可)

き 付け渡す、他の事に相交るの間、案文の

裏(裏)を封じ、向後においては、親類と云い、

他人と云い、違(乱)あるべからず、此の狀に

輩出來の時、罪科を申し行わるべきも



の也、仍つて後日の龜鏡^③のため、讓狀件^④の如し、

康永二年癸未十二月二日

沙弥宗清〔花押〕

④讓狀（ユズリシヨウ）

財産等の権利の移転を証明する証文の一つ。讓渡に際して讓渡者が作成して被讓渡者に与える文書をいふ。

〔解説〕

焼損による前闕のために文意が不明であるのがおしまれるが、この文書は、沙弥宗清なる者が、大岡寺に何らかの財産を讓渡した讓狀である。しかしかんじんの讓渡物件については闕落して不明という他はない。残念である。

三四、沙弥圓空寄進田島

坪付注文

〔端裏書〕

〔太多〕庄領家御寄進田島坪付

大岳寺御寄進田島坪付事、

合田貳段者、内 一反廿二条十里六坪ホイツメ
 一反廿二条十里十六坪クムハラ

田島壹段 應惠太 堀内



(縦三〇・一厘×横四五・二厘)

右、坪付如件、

貞和貳年三月七日

沙弥圓空(花押)

〔語注〕

①坪付(ツボツケ)

該当する田島の定められた坪、及び田積などを書きつけた注文のこと。

〔解説〕

この文書は、沙弥圓空による田地二段・島一段の寄進田島の所在地を注記した坪付の注文である。これまでみてきた田地等の寄進状には「坪付別紙在之」と注記されていたように、寄進・譲渡の行為のいわれを記した本文に、当該する田島の所在地・地種・田積を列記した明細書が添えられたのが通例である。これを坪付注文といった。

田地の所在地が「廿二条十里」の条里坪に存在しており、条里制遺構の復原に重要な手懸りを与えるものとして注目される。

(端裏書)

〔(口)口〕 庄領家御寄進の田島坪付^①

大岳寺御寄進の田島坪付の事、

合せて二段者^{てへ}り、内一反二十二條十里六坪ホイツメ

島一段 應惠太 堀内

右、坪付件の如し、

貞和二年三月七日

沙弥圓空(花押)



(縦二八・七纏×横四五・〇纏)

三五、沙弥觀智田地寄進狀

〔端裏書〕

〔寄進狀〕

大岳寺々田事、

得久名内也
坪付別紙在之

〔地方〕者、爲祈禱、永代所寄進

〔真乙〕
□和三年四月八日

沙弥觀智(花押)

〔解説〕

この文書も、全体に焼損による闕落によって解説が大変に困難である。特に上半分の損消がひどい。

内容は、沙弥觀智なる者が得久名の田地(地積は不明)を大岡寺に寄附した寄進狀である。

〔端裏書〕

〔寄進狀〕

寄進奉る、大岳寺の寺田の事、

〔箇〕者り、得久名の内也
坪付別紙これ在り

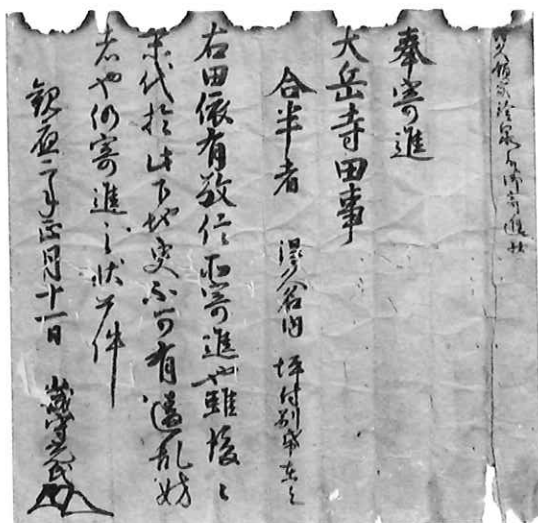
〔地〕は、祈禱のため、永代寄進すると

ころ也、

(仍って件のごとし)

(真) 和三年四月八日

沙弥観智 (花押)



(縦三〇・〇釐×横四五・四釐)

三六、冷泉光氏田地寄進狀

(端裏書)
「得久領家冷泉殿御寄進狀」

奉寄進

大岳寺田事、

合半者、得久名内、坪付別番在之

右田、依有敬信所寄進也、雖後々

未代於此下地、更不可有違乱妨

者也、仍寄進之狀如件、

觀應二年正月十一日 山城守光氏 (花押)

(端裏書)

「得久の領家冷泉殿御寄進狀」

寄進し奉る

大岳寺の田の事、

合せて半者^①り、得久名の内、坪付別紙これ在り

右の田は、敬信あるに依り寄進するところ也、後々末代と雖も、此の下地^②において、更に違乱の妨げあるべからざるもの也、仍って寄進の狀件の如し、

觀應二年正月十一日 山城守光氏(花押)

〔語注〕

①半(ヘン) 一段の半分、即ち一八〇歩。

②下地(シタジ)

土地そのものをいう。これに対して土地から上る収益を上分(じょうぶん)といった。

〔解説〕

得久名の領家冷泉山城守光氏が、得久名の田地一八〇歩を敬信の証しとして大岡寺に寄附した寄進狀である。

奉寄進

大岳寺田事

合半者

得久名内
坪付別昏在之

右田依有敬信所寄進也

雖後々末代於此下地更

不可有違亂妨者也、仍寄進

之狀如件

觀應二年正月十一日
山城守



三七、山城守光氏田地寄進狀

〔端裏書〕
〔得久領家冷泉殿御寄進狀〕

奉寄進

大岳寺田事

合半者、得久名内
坪付別昏在之

右田、依有敬信所寄進也、

雖後々末代、於此下地、更

不可有違亂妨者也、仍寄進

之狀如件、

觀應二年正月十一日 山城守

〔花押〕

（縱二九・八種×横四四・五種）

〔端裏書〕
「得久の領家冷泉殿御寄進狀」

寄進し奉る

大岳寺の田の事

合せて半者り、得久名の内
坪付別紙これなり

右の田は、敬信あるに依り寄進するところ也、後々末代と雖も、此の下地において、更に違乱の妨げあるべからざるもの也、仍って寄進の狀件の如し、

觀應二年正月十一日

山城守

〔花押〕

〔解説〕

前掲の三六号文書に同じ。同文の寄進狀が二通作成されたものか。

内容は、得久名の領家冷泉山城守光氏が、得久名の田地一八〇歩を大岡寺に寄進したものである。

ところで、内容は前号文書と同文であるが、花押に注目したい。ここには光氏の花押はなく、別行に前号とは異なる花押が据えられている。これは三五号文書の沙弥觀智の花押に近い。恐らく得久名の名主職を保持していた觀智が領家の寄進行為を保証するために花押を据えたものであろうか。同文の寄進狀が二通作成されたことの意味はこの辺にあると思われる。



(縦三〇・二厘×横三八・五厘)

〔寄進し奉る〕、大岳^(岡等)の田の事
 合せて一段者、日置^(日置カ)野の内
 郷地頭職^(日置カ)は、範貞重代相傳の所帶^(也)、

三八、小野範貞田地寄進狀

〔奉寄進カ〕
 大岳^(寺)田事、

合壹段者、日置^(野内)坪、河角南寄

〔也〕
 郷地頭職者、範貞重代相傳所帶

而依有詣心、以件田、限永代、所令寄進當寺、

然者、雖爲子々孫々、更不可致違乱妨、仍

寄進之狀如件、

正平八年^(癸)二月十六日 小野範貞^(花押)

〔語注〕

①地頭職 (ヂトウシキ)

鎌倉・室町時代の荘園の荘官の職名。地頭はもと現地の意味で、源頼朝が鎌倉幕府を開いて諸国の公領・荘園に設置の勅許を得て制度化したことに始る。多く

而るに詣心^(芳)あるに依り、件の田を以って、永代を限り、當寺に寄進せしむる所^(也)、然らば、子々孫々たると雖も、更に違乱の妨げを致すべからず、仍って寄進す^(可)□きの狀件の如し、

正平八年^{巳癸}二月十六日 小野範貞(花押)

東国の御家人が補任され、荘園の年貢の徴収・検断・下地の管理などにあたったが、やがて在地支配を強化して領主化した。鎌倉幕府滅亡後も中世末まで存続。

② 所帯(シヨタイ)

個人の有する領地・財産等をいう。

③ 芳心(ホウシン) 敬神の心を敬っている語。

〔解説〕

日置郷地頭小野範貞が、日置郷内の河角南寄りの一段の田地を敬神の証しとして大岡寺に寄附せしめた寄進状である。

日置郷地頭職は、鎌倉時代、新補地頭として越生氏

が世襲したが、南北朝期に越生氏は没落し、かわって小野氏が継承した。やがて小野氏は地名を冠して荏原氏と称することは四二・四三号文書の解説に述べる。

奉寄進 大岳寺御油畠事

合貳段者 在所杭野丸五郎屋敷

右件畠者自中候為大岳寺

御油畠聊依有承及子細致尋

沙汰之處調度之文去隱

寄進如子處等令停止其

備中於今以子孫之

中致違亂妨者併可相違本尊

冥慮候然則任備進狀之旨重

正平九年閏十月十九日

藤原彦鶴女
相知阿闍梨憲承

三九、藤原彦鶴女油畠寄進狀

〔新田あしたかの女房きしん狀〕
〔繪異書〕

奉寄進 大岳寺御油畠事、

合貳段者、在所杭野丸五郎屋敷

右件畠者、自本、雖為大岳寺

御油畠、聊依有承及子細、致尋

沙汰之處、調度之文書、隨而

寄進狀本、嚴密之間、令停止其

綺乎、於自今以後、子々孫々之

中、致違亂妨者、併可相違本尊

冥慮候、然則任備進狀之旨、重

所奉寄進之狀如件、

正平九年閏十月十九日

藤原彦鶴女

相知阿闍梨憲承

（縦二九・五種×横四六・一種）

〔端裏書〕
「新田あしたかの女房さしん狀」

寄進し奉る 大岳寺御油畠の事、

合せて二段者り、在り所杭野丸五郎屋敷

右件の畠は、本より、大岳寺の御油畠たると雖も、聊か承り及ぶの子細あるに依り、尋ね沙汰致すの處、調度の文書、随つて寄進狀等、嚴密の間、其の綺いを停止せしむるか、自今以後において、子々孫々の中、違乱の妨げを致さば、併しなから本尊の冥慮に相違すべく候、然れば則ち備進狀の旨に任せて、重ねて寄進し奉る所の狀件の如し、

正平九年閏十月十九日

藤原彦鶴女

相知阿闍梨憲承

〔語注〕

①調度の文書（チヨウドのモンジヨ）

所領などの知行について、その正当性を示すための証拠となる文書類をいう。

②綺い（イロい） 干渉。妨害。関与の意。

③併しながら（シカしながら） 全部、全く。

〔解説〕

藤原彦鶴女（通称新田あしたかの女房ともいった）が、杭野丸五郎の屋敷畠二段を大岡寺の燈油畠として、他の妨げを退け、寄附せしめた寄進狀である。

他の違乱に際して尋ね沙汰を行い、調度文書を調べた改めて寄進狀を立てたものであることがわかる。

屋敷畠は門畠として私有性の強い私領地である。



(縦三〇・二糎×横五一・二糎)

四〇、沙弥寂心・圓空寄進田畠坪
付注文

〔大匠寺カ〕
□□御寄進田畠坪付事

合

廿二条十里十六坪一段
（縁）
ホイツメ

同十六坪二段 今ハ見作一反
クムハラ

以上、延行名内

畠

一所一段 應惠太 堀内 左近入道作

右、坪付如件、

延文元年二月九日

沙弥^{（敬）}寂心（花押）

沙弥圓空（花押）

(大匠寺)

御寄進の田畠坪付の事、

合せて

二十二條十里ホイッダ十六坪

一段

同十六坪クムハラ

二段今ハ見作一反

以上、延行名の内

畠

一所一段

應惠太 堀内

左近入道作

右、坪付件の如し、

延文元年二月九日

沙弥寂心(花押)

沙弥圃空(花押)

〔語注〕

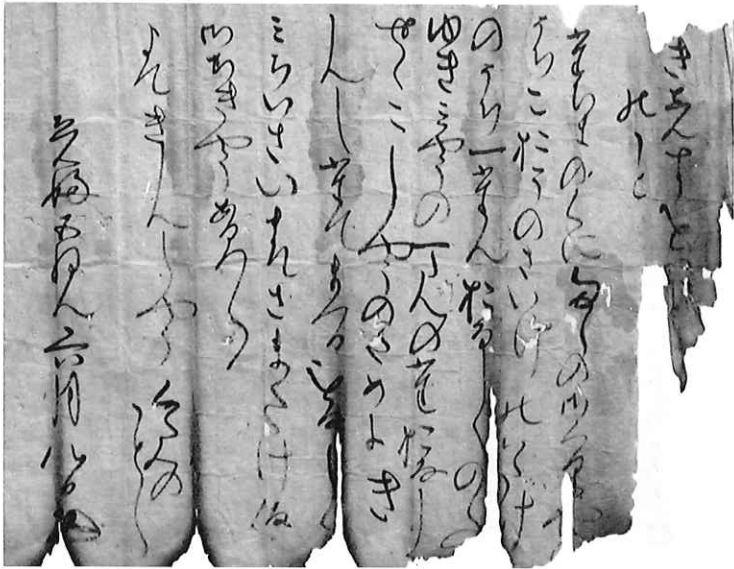
①見作(ゲンサク) 現作に同じ。

〔解説〕

沙弥寂心・圃空が、大岡寺に寄進した延行名の田地三段と畠一段の坪付注文である。

應惠太堀内の畠一段の作人として「左近入道作」とみえる記載に注目したい。左近入道はこの畠地の直接耕作者とみられる。

さて、この文書は、三四号文書の沙弥圃空寄進田畠坪付注文と同一所在地の太多荘の田畠で条里坪の記載が知られる。なお延文元年は三月二十八日の改元であるから年号の月日が少しおかしい。



（縦三〇・三種×横四六・五種）

四一、某畠地寄進狀

〔寄進〕
 き志んす
 〔天國〕
 を於か□
 〔事〕
 のこと、

〔但馬〕 國 〔太多〕
 たちまのくにたゝの御くりやの
 うち、こおうのさいけのハたけ
 のうち、一たん、おなしくのふ
 〔名〕
 ゆきみやうの一たんのた、おなしく
 〔世々後生〕
 せゝこしようのために、き
 〔進〕
 しんしたてまつる、をなしく
 〔未來際〕
 ミらいさいまで、さまたけなく
 〔知行〕
 御ちきやうあるへく候、
 〔寄進狀〕 〔件〕
 よて、きしんしやうくたんの
 〔如〕
 ことし、

〔延文〕
 多んふ五ねん六月八日
 〔花押〕

〔解説〕

太多厨のこおりの在家畠一段、同延行名内の一段の畠地を後世の菩提のために大岡寺に寄附した某畠地寄

奉寄進田事

合壹段者

在坪
東ノヨリ

右件田日置郷地頭分南方内在之於彼田者

為現世安穩後生善處大聖寺所奉寄進也

於子々孫々不可有違乱妨者也早守先例可

致其沙汰之狀如件

正平十八年八月廿一日 荏原左衛門大夫範連

（縦三〇・五糎×横四四・五糎）

進状である。

四〇号文書の田畠坪付注文はこの文書に関連するものであるうか。同一所在地であることがわかる。寄進主体者については今後の検討を待ちたい。

四二、荏原範連田地寄進状

〔端裏書〕

「象はらの南殿きしん状」

奉寄進田事、

合壹段者、在坪、四十田云
東ノヨリ

右、件田、日置郷地頭分南方内在之、於彼田者

為現世安穩後生善處、大岡寺所奉寄進也、

於子々孫々、不可有違乱妨者也、早守先例、可

致其沙汰之狀如件、

正平十八年八月廿一日 荏原左衛門大夫範連（花押）

〔増裏書〕
「多はらの南殿きしん状」

寄進し奉る田の事、

合せて一段者り、在り坪、四十田と云う
東ノヨリ

右、件の田は、日置郷地頭分南方の内に在り、彼の田においては、現世安穩後生善處のため、大岡寺に寄進し奉る所也、子々孫々において、違乱の妨げあるべからざるもの也、早く先例を守り、其の沙汰を致すべきの状件の如し、

正平十八年八月二十一日

荏原左衛門大夫範連（花押）

〔解説〕

荏原範連が、現世安穩・後生善處を祈念して日置郷地頭分南方にある一段の田地を大岡寺に寄附した寄進状である。

ところで、興味をひくのは「荏原左衛門大夫範連」についてである。端裏書に「多はらの南殿きしん状」とあるから、彼は「多はらの南殿」と通称されていたのであろう。寄進田をみると「日置郷地頭分南方内在之」とある。荏原範連は日置郷南方地頭であったと思われる、「多はらの南殿」とはまさにその呼称のことであったと思われる。ところが、三八号に日置郷の田地一段を寄進している小野範貞なる人物がみえ、日置郷地頭職は重代の相伝するところであると述べているから、或いは荏原範連は小野氏一族（或いは範の通字にみられる如く兄弟、又は庶子か）であったものか。

してみると、江原の語源と思われる「荏原」とは何処から起ったのか。現在のところ地名説をとりたい。参考として田口文書にみえる山田屋三郎兵衛覚の伝えるところをみておきたい。

「其昔、江原新町の義、往古、恵の原と号す、あまた数多石熊・荒柴野・諸木多く、土地下も少し窪田くぼた有是、植

物なし」といい、「江原石」と呼ばれる虫食い石を「大石運入足、右手足(からだ)骸着物取付、(やぶれたむ)破痛いはらのこと、(なる)成石と唱ふ」と述べている。いささかこじつけの感もあるが、要するに神鍋山の溶岩台地上の粗放地に立地するところに由来する地名であったろう。

荏原範連に興味をひくと述べたのは正平十八年（一三六三）段階に日置郷地頭小野氏が地名を冠して荏原氏を唱えたことと同時に、現在の江原地区をも日置郷の領域に含まれるのではないかと推測出来る点である。もちろん断定は避けねばならない。

四三、荏原範連寄進状案

奉寄進田事、

合壹段者、在坪、四十田云
東ノヨリ

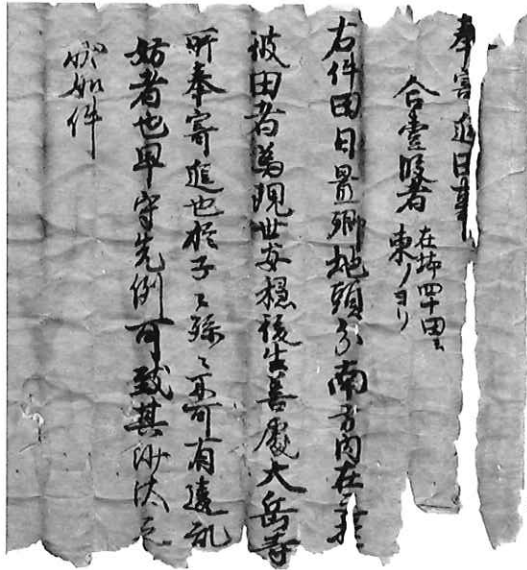
右、件田、日置郷地頭分南方内在之、

於彼田者、爲現世安穩後生善處、大岳寺所奉寄進也、於子々孫々、不可有違

乱妨者也、早守先例、可致其沙汰之狀如件、

正平十八年八月廿一日

荏原左衛門大夫



奉寄進田事

合壹段者 在坪、四十田云
東ノヨリ

右件田日置郷地頭分南方内在之

彼田者爲現世安穩後生善處大岳寺

所奉寄進也於子々孫々不可有違

乱妨者也早守先例可致其沙汰之

狀如件



(縦三〇・三種×横四六・〇纏)

寄進し奉る田の事

合せて壹段者り、在坪、四十田と云う
東ノヨリ

右、件の田は、日置郷地頭分南方の内に在り、彼の田においては、現世安穩後生善處のため、大岳寺(圖)に寄進し奉る所也、子々孫々において、違乱の妨げあるべからざるもの也、早く先例を守り、其の沙汰を致すべきの狀件の如し、

正平十八年八月二十一日 荏原左衛門大夫

範連判

範連

判

〔解説〕

この文書は、四二号文書の同文の案文である。

文書の原本を正文しょうもんという。正文に対して後日作られる文書の写しがある。写しには文書そのものの効力に即して作られる写しを案文あんもんといい、何かの参考のために多数の古文書を蒐集し、書き写しをとる場合のものを写うつしといつて区別する。前者は、訴訟に際して証拠文書として提出される具書案ぐしょあん、正文の紛失を恐れて予め案文を作っておくとか、紛失状などがそれで、この場合も、四二号の正文の紛失を恐れて、予め複製されたものと思われる。

石田博為真亮相傳為知行
 上所送之也而為修造新足限
 永代奉寄進于大岳寺也此上者
 雖為聊致違乱妨之輩出來者可
 為佛敵者也仍為後日寄進狀如件
 貞治三年 歲次 正月八日
 右京亮真亮
 相知土佐守真親

四四、右京亮真亮寄進狀

(前闕)

合

田地壹

(段) (善) (真之)

名内

(ヨリカ) 西口 之五斗代

右田地者、為真亮相傳當知行、

無相違者也、而為修造新足、限

永代、奉寄進于大岳寺也、此上者

雖為聊、致違乱妨之輩出來者、可

為佛敵者也、仍為後日寄進狀如件、

貞治三年 歲次 正月八日

右京亮真亮 (花押)

相知土佐守真親 (花押)

(縦三一・六種×横三八・〇種)

(前關)

合せて田地一□^(段)□^(番) 坪穴ウ谷二段の内、西

定五斗代^①

右の田地は、眞員相傳の當知行として、相違なき

もの也、而して修造の料足として、永代を限り、

大岳寺^(廟)に寄進し奉る也、此の上は聊かたりと雖

も、違亂の妨げ致すの輩^{しゅつたい}出來せば、佛敵たるべき

もの也、仍つて後日のための寄進狀件の如し、

貞治三年^{歲次} 甲辰 正月八日

右京亮眞員^(花押)

相知土佐守眞親^(花押)

〔語注〕

①斗代(トダイ)

この土地に対する權益は田地一段の上分五斗を収益する權利を得ることがわかる。

②當知行(トウチギョウ)

現実に当該の所領を支配し、そこから収益を得ている状態をさす。

〔解説〕

この文書も袖の部分の焼失によつて前關文書となっている。右京亮眞員なる人物が、土佐守直親を保証人として□眞名内穴ウ谷の坪二段内の一段(五斗代)の田地を修造用途の料足として大岡寺に寄附した寄進狀である。

違亂の妨げをなした輩は仏敵たるべきものなりと強調しているように、大岡寺の本尊の呪術的な強制力に誓約する当時の信仰の意志の強さの形態を伝えてあまりある。



(縦二九・七糎×横四五・〇糎)

但馬國大岡寺^(寺)□領散在田^① 畠^{貳町}注^文 等^二の事、
 當知行^(之旨)に任せて、寺家領掌し、相違あるべ
 からざるの狀件の如し、

四五、但馬守護山名時瀨
 安堵狀

但馬國大岡寺^(寺)□領散在田^(貳町) ^(參町)

畠^(貳町注^文) 別帶在^(之旨)□等事、任當知行^(之旨)

寺家領掌、不可有相違之狀如件、

應永三年六月□七日^(午)

^(山名時瀨)
 宮内少輔 (花押)

〔語注〕

① 散在田 (サンザイデン)

散らばってある数筆からなる田地のこと。

應永三年六月（十）七日

〔山名時熙〕
宮内少輔
〔花押〕

② 領掌（リヨウシヨウ） 領知すること。

③ 宮内少輔（クナイシヨウユウ）

宮中の事務・調度・調物のことをつかさどる宮内省の職掌の一つ、従五位下に相当する官職。この場合は但馬国守護山名時熙の官途名。

時熙は、時義の嫡男として貞治六年（一三六七）に生れ、明德乱後、但馬守護となり、足利義満・義持・義量・義教の四代將軍に仕えて幕府の宿老衆として重きをなした。宮内少輔・左衛門佐・同督を歴任。法名常熙。永享七年（一四三五）没。戒名大明寺殿巨川熙公大禪定門。

〔解説〕

大岡寺の寺領を安堵した但馬守護山名時熙（常熙）の安堵状である。

この文書は、全体に虫喰による損傷が甚しい。しかし、明德の乱後、幕府の侍所所司など幕閣の有力者として君臨し、山名氏の中興の祖となった時熙の自筆花押が据えられた当知行安堵の文書としてその価値はいささかも遜色ない。

無縁寺として存続した大岡寺は、但馬守護の山名時熙の寺領安堵を得てその外護のもとに保護されることとなったものである。次号の注進状は、別紙としてこの安堵状に添えられた寺領の明細注文である。

有領散在田畠事

八段 八代河會寺領家
寄進

五段 八代河會寺領家
寄進

二反 高生郷内八代方
寄進

二反 河會寺領家
寄進

二反 河會寺領家
寄進

八段 大多庄内領家
寄進

二反 大多庄内領家
寄進

一畠分 奈佐庄内領家
寄進

二町 奈佐庄内領家
寄進

二町 大多庄内領家
寄進

以上參町二段小

右、任當知行、注進之狀如件、

應永三年六月十七日

(縦二九・七寸×横四五・〇寸)

四六、大岡寺寺領注進狀

〔大〕〔寺〕
岳口々領散在田畠事、

八段 八代庄内領家
寄進

五段内 四段公文方寄進
壹段右京亮寄進

二段 高生郷内領家
新左衛門入道寄進

八段 大多庄内領家
弁内侍寄進

以上參町二段小

二反 八代、河會寺兩所
八代右京亮寄進

二反 高生郷内八代方
寄進

二段 日置郷内佐原方
寄進、但横田方濟式部方

二段 大多庄内得久領家
寄進

一、畠分

壹町 奈佐庄内領家
寄進

壹町 大多庄内領家
寄進

右、任當知行、注進之狀如件、

應永三年六月十七日

〔裏書〕(別筆)
爲後證、所封裏也、

沙弥 (山名時照)
(花押)

〔大〕^(簡) 岳寺寺領散在田畠の事、

八段 八代庄の内領家の
寄進

五段の内 四段公文方の寄進
一段右京亮の寄進

二段 高生郷の内藤岡
新左衛門入道の寄進

八段 太多庄の内領家
弁内侍の寄進

以上 三町二段小

一、畠分

一町 奈佐庄内領家
の寄進

一町 太多庄内領家
の寄進

右、當知行に任せて、注進狀件の如し、

應永三年六月十七日

〔奥書〕^①別筆
「後證のために、裏を封ずる所也」^⑤

沙弥^⑥(山名時熙)
〔花押〕

〔語注〕

① 散在 (サンザイ)

各所に散らばってある所領をいう。

② 當知行 (トウチギョウ)

當該の寺領の所領を確実に知行していること。

③ 注進狀 (チュウシンジョウ)

命令をまたないで行う報告をいう。

④ 後證 (ゴシヨウ)

後日の証拠とすること。知行の権利を証明するこ

と。

⑤ 裏を封ず (ウラをフウズ)

提出された注進狀の裏に、受け取り者である守護の

側で確認した旨の裏書と花押を加えること。

⑥ 沙弥 (シャミ)

仏門に入り剃髪・出家しながら遁世せず、依然俗事

の職に携わる者をいった。この場合の山名時熙 (常

熙) がそれ。

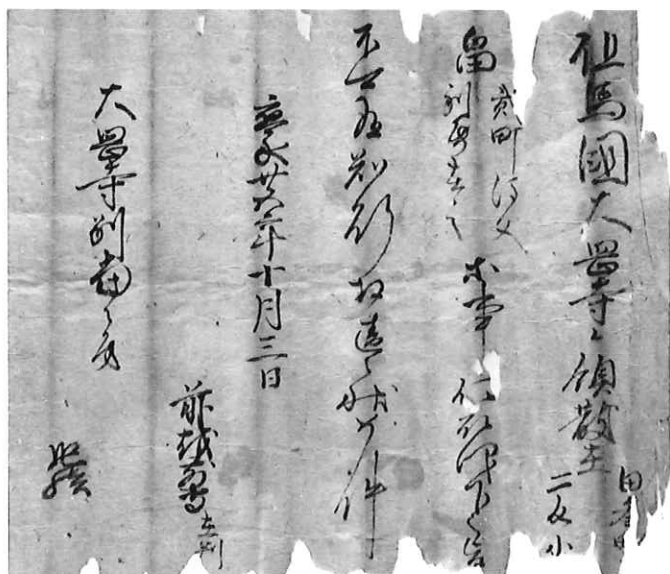
〔解説〕

四五号文書の山名時熙安堵状に「別紙に在_レ之」とされた大岡寺の寺領明細注文であり、安堵の対象となつた散在所領である。

この文書は、四五号文書の守護山名時熙の寺領安堵を賜わることと申請するに際して大岡寺の側からこのような寺領の明細書上の報告書を作成して守護山名氏のもとへ提出し、受け取り者である山名時熙が、確認の旨の裏書を行い、花押を据えたものである。

ところで大岡寺の知行する散在所領を表にするとつぎのようになる。寄進者として八代荘・太多荘の領家のほか、八代氏・荏原氏の名がみえる。五三号文書と比較すれば、その後の大岡寺の寺領拡大がどういふ人たちの寄進によってなされたのかを知ることが出来、興味をもたれる。

地種	田・畠積	所在地	寄進者	合計
田 地	8.00	八代庄内	領家	3町2反小
	3.00	八代・河會寺兩所	八代右京亮	
	5.00		公文方4.00 八代右京亮1.00	
	2.00	高生郷	八代方	
	2.00	高生郷内篠岡	新左衛門入道	
	2.00	日置郷	荏原方	
	8.00	太多庄内	領家弁内待	
	2.00	太多庄内	得久領家	
	畠地	10.00	奈佐庄内	
	10.00	太多庄内	領家	



(縦二八・〇厘×横三八・〇厘)

四七、守護代垣屋瀨續安堵狀案

但馬國大岡寺々領散在 田參町 二反小

島 貳町注文 別番在之 等事、任被仰下之旨、不可有知行相違之狀如件、

應永廿五年十月三日

前越前守 在判

大岡寺別當御房

熙續

但馬國大岡寺寺領散在^①田三町・島^②別紙^③これ^④在り等の事、仰せ下されるの旨に任せて、相違あるべからざるの状件の如し、

應永二十五年十月三日

大岡寺別當御房

前越前守
熙續^③在列

〔語注〕

①散在（サンザイ）

各所に散らばつてある所領をいう。

②仰せ下される（オオセクダさる）

但馬守護山名時熙（常熙）の意思をうけ賜ることを

いう。

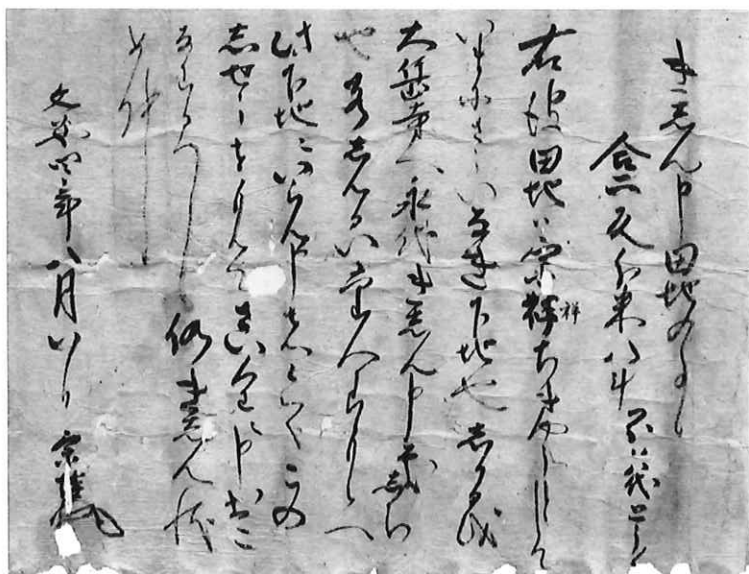
③垣屋熙續（カキヤトキツグ）

但馬国の守護代の一人。楽前荘を中心とした西下一帯を領す。楽前城・宵田城はその本拠。嘉吉の乱の赤松満祐の没落後播磨に進駐して活躍したことは太田順三「山名氏の播磨進駐」（民衆史研究11）参照。

〔解説〕

この文書は、四五号文書の但馬守護山名時熙安堵状をうけて、守護代垣屋熙続が、大岡寺の散在所領の当知行を確認したものである。

四六号文書の大岡寺の寺領注進状の所領書き上げと同一の地積であることに注意したい。但し、この文書は、「在判」とあるように案文である。



(縦三〇・一糎×横四五・〇糎)

四八、八代宗祥田地寄進狀

〔寄進〕
きしん申田地の事、

合二反分米八斗、つばハ八代とうとう

右、彼田地ハ、宗祥ちぎやうとして

いまにさういなき下地也、志かるを

大岳寺へ永代きしん申處しち

也、若、志んるいた人にも候へ

此下地ニいらん申者候ハ、この

しせうをもつて、さいくわニ申おこ

なわるへく候、仍きしん狀

如件、

文安四年八月八日 宗□〔祥〕〔花押〕

* 仮名混り文のため読み下しを略す。

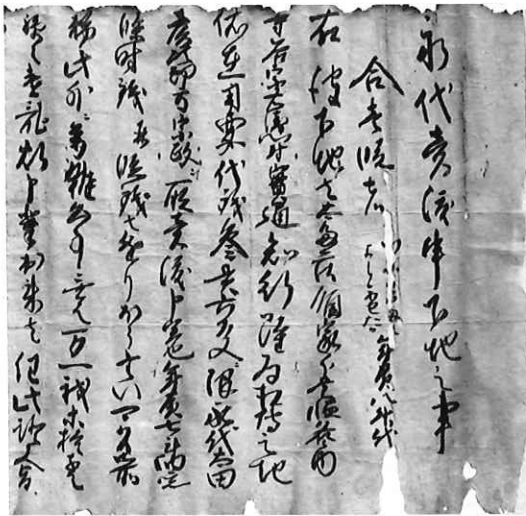
〔語注〕

①分米(ワンマイ)

当該地の下地から上る収益得分。寄進の下地二反からの上分（反別四斗）が大岡寺の収益するところとなる。

②追筆（ツイヒツ）後の書き入れをいう。

③支証（シシヨウ）明白な証拠をいう。



〔解説〕

この文書は、八代宗祥によって二反の田地から上る分米八斗の収益権を大岡寺に寄附した寄進状である。

八代氏は八代荘の公文職を有する在地土豪、八代右京亮と宗祥は一族関係にあるか。八代荘については概説を参照。

四九、寺谷實通田地賣券

〔端裏書〕
「太田彦次郎殿寄進状」

永代賣渡申下地之事、

合壹段者、つぼハ太多之、年貢八升代
よし、あせたか

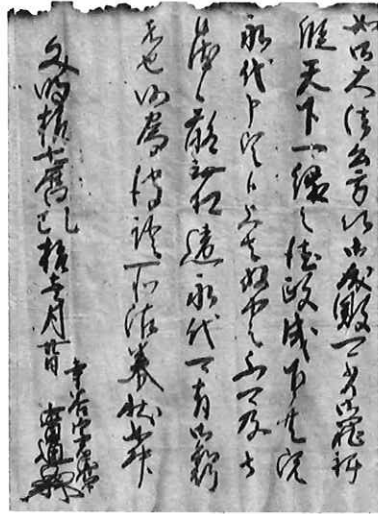
右、彼下地者、太多庄領家分是恒谷之内、

寺谷宗右衛門尉實通知行雖爲相傳之地、

依在用要、代錢參貫六百元ニ限永代、太田

彦次郎方宗政ニ所賣渡申実也、年貢七斗納定、

臨時錢并段錢者懸りほうたい可有御所



(縦二八・六厘×横四九・四厘)

〔端裏書〕
「太田彦次郎殿寄進狀」

永代賣渡し申す下地の事、

合せて一段者り、つばハ太多の年貢八升代

右、彼の下地は、太多庄領家分是恒谷の内、寺谷宗右衛門尉實通の知行相傳の地たると雖も、用要あるに依り、代錢^①三貫六百文に永代を限り、太田彦次郎方宗政に賣渡し申す^(正)ところ實也、年貢七斗納定、臨時錢^②并びに段錢懸りほうだい

務、此外ニ萬雜公事無之、万一我亦於子々

孫々違亂煩申輩出來者、任此證文旨

如御大法、公方以御成敗可有御罪科、

縦天下一縁^(圖)之徳政成下候共、既

永代申定候上者、努々不可及其

沙汰候、聊無相違永代可有御知行

者也、仍爲後證、所沽券狀如件、

文明拾七曆^{乙巳}拾壹月廿日 寺谷宗右衛門尉

實通(花押)

〔語注〕

①代錢(ダイセン) 売買の代価。

②臨時錢(リンジセン)

幕府、守護などによって賦課される臨時の段錢。大

嘗會や諸造營の用途など臨時の支出に際してその財源

確保のために賦課された。

③段錢(タンセン)

公田を対象として反別に一定の課役率で賦課される

御所務^①あるべし、此の外に萬雜公事^⑤はこれ無し、万一我等子々孫々違亂の煩を申す輩出来せば、此の證文の旨に任せて、御大法の如く、公方の御成敗を以て御罪科あるべし、たとひ天下一圓の徳政成し下し候共、既に永代申し定め候上は、努々^⑦其の沙汰に及ぶべからず候、聊か相違なく永代御知行あるべきもの也、仍つて後證のため、沽券^⑧するところの狀件の如し、

文明十七乙十一月二十日

寺谷宗右衛門尉
實通(花押)

守護の税。

④ 所務(シヨム) 土地の支配。

⑤ 万雜公事(マンゾウクウジ)

いろいろの上納物や調役・租税などの総称。

⑥ 徳政担保文言

中世、徳政令によって債権・債務関係を破棄する徳政がしばしば行なわれた。徳政令の適用を逸れるために土地の売買行為が行なわれる際、売券などに明記した文言をいう。

⑦ 努々(ユメユメ) 決しての意。

⑧ 沽券(コケン)

地所の所有権を証する証文。沽却状に同じ。

〔解説〕

この文書は、寺谷実通の田地売券である。太多荘のは恒谷の耕地一段を実通が三貫六〇〇文の代価で太田彦次郎宗正に売却した際に両者の間にとり交わされたものである。売券は土地の売買に際して売主から買主へ取り交される文書で、土地といっしょに買主に渡された。これによって売券は土地の権利関係の移転を証明する証文となるのである。宗正はこの一段の田地から八升の加地子を収益する権利を持った。この田地には、万雜公事は免除されるが、本年貢七斗のほか、臨時銭・段銭などは懸りほうだいとあるように、諸負担の上納の義務を負っていた。売券特有の徳政担保文言などの明記のあることにも注意したい。この売券は次号の寄進状との関係で大岡寺の入手するところとなつたものである。次号解説を参照のこと。

奉永代寄進下地之事

合壹段者 坪八、タ々ノアセタカ

右彼下地、雖寺右衛門方所持名

大岳寺本堂彼方沽券相副者也、年貢米

九合五夕舛定柒斗、臨時錢貳百文、段錢懸次第

永代可有御所務候、萬一於干子々孫々違乱煩

御知行者也、如斯奉寄進意者、爲現世

安穩後生善処也、仍而爲末代、所奉寄進之狀

如件、

長享貳年戊申拾月二日 太田彦次郎

宗正(花押)

大岳寺

五〇、太田宗正田地寄進狀

〔備異書〕
「太田彦次郎殿寄進狀」

奉永代寄進下地之事、

合壹段者、坪八、タ々ノアセタカ、

右、彼下地者、雖寺右衛門方所持名□□^(田)

太田彦次郎宗正、限永代買得仕、奉寄附置、在

大岳寺本堂彼方沽券相副者也、年貢米

九合五夕舛定柒斗、臨時錢貳百文、段錢懸次第、

永代可有御所務候、萬一於干子々孫々違乱煩

申輩出來候共、任此支證之旨、無相違可有

御知行者也、如斯奉寄進意者、爲現世

安穩後生善処也、仍而爲末代、所奉寄進之狀

如件、

長享貳年戊申拾月二日

太田彦次郎

宗正(花押)

大岳寺

(縱三一・二纏×横四九・〇纏)

〔端裏書〕
「太田彦次郎殿寄進狀」

永代寄進し奉る下地の事、

合せて一段者り、坪は、タタノアセタカ、

右、彼の下地は、寺谷宗右衛門方所持名の田^①

雖ども、太田彦次郎宗正、永代を限り買得仕

り、寄附し置き奉る、大岳寺^{〔岡〕}に在る本堂、彼方の

沽券^②を相副えるもの也、年貢米九合五夕升定七

斗、臨時錢二百文、段錢懸り次第永代に御所務あ

るべく候、萬一子々孫々において違乱の煩^{わづらひ}申す

輩^{しゅうたい}出來候とも、此の支證の旨に任せて、相違なく

御知行あるべきもの也、かくの如く寄進し奉る意

は、現世安穩・後生善處のため也、仍つて末代の

ため、寄進し奉るところの狀件の如し、

長享二年^戊甲十月二日 太田彦次郎

宗正^{〔花押〕}

大岳寺^{〔岡〕}

〔語注〕

① 前号文書に太多莊是恒谷とある。寺谷實通は是恒谷の名主職所有者と思われる。

② 沽券（コケン）

売主から買主に与える証文をいう。四九号文書寺谷宗右衛門實通田地売券をさす。

〔解説〕

この文書は、太田彦次郎宗正が太多莊是恒谷の田地一段を現世安穩・後生善處を祈念して大岡寺に寄附した寄進狀である。

太田宗正は、文明十七年（一四八五）十一月二十日寺谷實通からこの田地を売買し（前号文書）、改めて当該の田地を大岡寺に寄進したわけである。従つてこの寄進行為によつて田地の権利が大岡寺に移転したわけであり、その証文として前号文書の売券はこの寄進狀に添えられ大岡寺に入手するものとなったことが文書によつて明らかである。

養向進也

合壹所年貢伍斗

右彼田地不但列太多之庄領家

以拘人共時之御代官平

私之拘人共時之御代官平

五郎左衛門方請御意ヲ、大岳寺

御本尊醫王如來、限永代

奉寄進所明鏡也、依之道眞

現世安穩・後生善處奉憑所

無疑者也、聊於子孫仁違亂之輩

出來候共、任此支證之旨、公方面

御成敗可預者也、仍爲後日

證文之狀如件

明應參年八月八日道眞

五一、藤原道眞田地寄進狀

奉寄進田地之事、

合壹所年貢伍斗、在所坪

右、彼田地者、但州太多之庄領家

私之拘人共時之御代官平

五郎左衛門方請御意ヲ、大岳寺

御本尊醫王如來、限永代

奉寄進所明鏡也、依之道眞

現世安穩・後生善處奉憑所

無疑者也、聊於子孫仁違亂之輩

出來候共、任此支證之旨、公方面

御成敗可預者也、仍爲後日

證文之狀如件、

明應參年八月八日

藤原道眞(略押)

(縦二八・〇厘×横四四・五厘)

寄進し奉る田地の事

合せて一所 年貢五斗、在所坪

右、彼の田地は、但州太多の庄領家

私の拘人共、時の御代官平 五郎左衛門方

御意を請け、大岳 御本尊醫王如来、永代を

限り、寄進し奉るところ明鏡也、これにより道眞

現世安穩・後生善處を憑み奉るところ疑なきもの

也、聊も子孫において違乱の輩出来候とも、此の

支證の旨に任せて、公方にて御成敗に預るべきも

の也、仍って後日證文のための狀件の如し、

明應三年 寅 八月八日

藤原

道眞 (略押)

〔語注〕

① 拘人 (カカエニン)

私的隷屬下にある下人などをいうか。

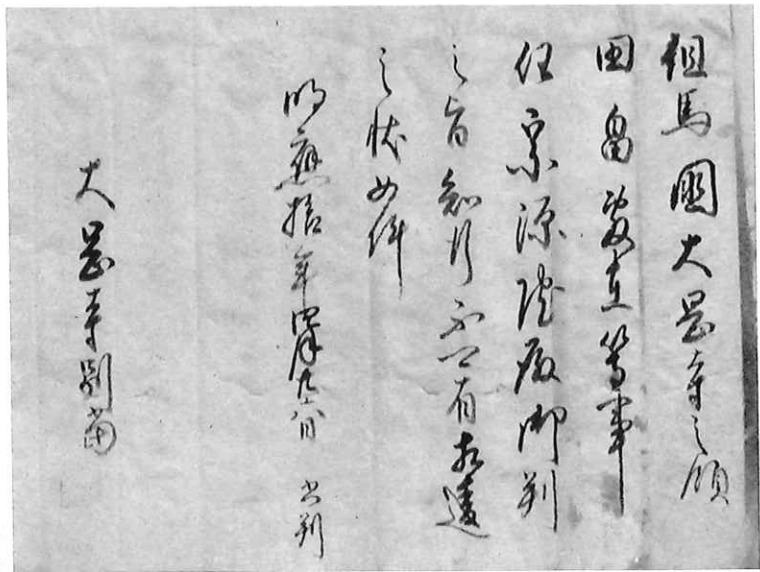
② 醫王如来 (イオオニヨライ) 薬師如来のこと。

③ 公方 (クボウ)

一般には將軍などを指すが、ここでは広く公としての意。

〔解説〕

この文書は、藤原道眞なる者が太多荘内の田地一所 (在坪は不明) を大岡寺に現世安穩・後生善處を願って寄附した寄進狀である。藤原道眞の存在は明確ではないが、文言に代官平 五郎左衛門方の御意を請けて大岡寺本尊の薬師如来に寄進する旨を述べていること、自筆の花押が稚拙な略花などであることなど、戦国期の太多荘の在地土豪の一人であったものかと思われる。注目されるのは、彼が拘人として隷属性の強い下人を抱撰しており、田地とその耕作にあたる下人をつけて寄進しており、しかも年貢五斗の収益権を移譲していること等から、彼は小規模な地主経営を行う存在形態をとっていることが知られて興味をひく。



(縦二八・五匁×横三八・〇匁)

五二、山名致豊？ 安堵狀寫

但馬國大岡寺之領、

田島散在等事、

任宗源院殿御判

之旨、知行不可有相違

之狀如件、

明應拾年四月廿六日 書判

大岡寺別當

但馬國大岡寺の領、田畠散在等の事、
宗源院殿^①の御判の旨に任せて、知行相違あるべからざるの状件の如し、

明應十年四月二十六日

書判^③

大岡寺別當

〔語注〕

①宗源院殿（ソウゲンインドノ）

山名教豊の子政豊。但馬守護。応仁乱後、文明期によく但馬を治め、文明十一年（一四七九）同十三年（一四八一）因幡・伯耆に出陣して内乱を鎮圧した。宗源院殿は政豊の諡（おくりな）である。

②御判（ゴハン）

但馬守護山名政豊による当知行安堵の御判。

③書判（カキハン）

ここに山名致豊の花押が据えられていたものか。致

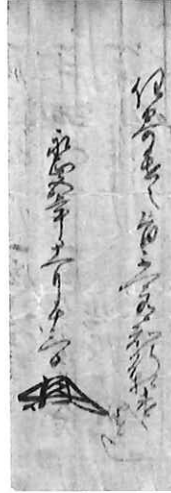
豊は政豊の子。明応八年（一四九九）但馬守護に補任。彼は永正九年（一五一二）、但馬国人層の離反により、惣領職を弟誠豊に譲っている。

〔解説〕

この文書は、但馬守護山名致豊が大岡寺の寺領を安堵した継目安堵状であろう。

既に山名時熙（常熙）の安堵状があるように、但馬守護山名氏は代々このように守護の代替りごとに寺領を確認する継目安堵（安堵の保証を与える御判）を行つたものと思われる。この他、文言から山名政豊の御判による安堵がなされたことがわかる。但し、政豊の安堵状は現存していない。

「書判」とあるようにこの文書は写しであり、山名致豊の花押かどうかは確認できない。次号の注進状が、その寺領の明細書上である。



壹町 奈佐庄内領家
寄進

壹町 太多庄内領家
寄進

(裏書) 別筆
「任寄進之旨、不可有知行相違之由候也」

永正五年十一月十三日 (花押)「

〔解説〕

この文書は、守護の安堵を請けるために大岡寺の側で寺領の明細を書き上げて報告した注進状である。

所領規模とその内容において応永三年(一三九六)の寺領散在田畠注進状とほぼ同一であり、新たに太田垣通泰や垣屋修理亮など、守護山名氏の有力被官クラスの寄進をうけていることがわかる。従って大岡寺領は室町時代中期にほぼ形成され固定化されていたものと思われる。

この文書には別筆として山名致豊が寺領の当知行を確認した旨の文言と花押の裏書を加え、大岡寺の散在所領の当知行を証明せしめている。

〔大岳寺九〕
領散在田畠の事

- | | |
|---------------------|----------------|
| 八段 八代庄内領家の寄進 | 三段 八代・河會寺兩所の寄進 |
| 五段 八代庄内公文方の寄進 | 二段 高生郷内八代方の寄進 |
| 二段 狹治郷内篠岡石衛門入道の寄進 | 二段 日置郷の内在原方の寄進 |
| 一町小 太多庄内領家並びに井内侍の寄進 | 二段 太多庄内徳久領家の寄進 |
| 二段比曾寺内 太田垣通泰の寄進 | 一段 八幡領内寄進 |
| 一所八代庄内舟谷 八代右京亮の寄進 | 一段 八代宗祥庵主の寄進 |
| 一段八代地頭分内 河口殿の御代官の寄進 | |
| 一段 垣屋修理進殿の御寄進 | 一段 田原與三兵衛方の寄進 |
| 一所 若色左馬允方の寄進 | 一段 太多淨光入道の寄進 |
| 一所 山宮神主の寄進 | |
| 一、畠の分 | |
| 一町 奈佐庄内領家の寄進 | 一町 太多庄内領家の寄進 |

〔裏書〕別筆
「寄進の旨に任せて、知行相違あるべからざるの由に候也、
永正五年十一月十三日〔花押〕」

。上半分焼失により欠く。

□昔より、天長地久□

□〔而して〕無縁所たるの〔所？〕□

□大岳寺〔岡〕をして勤行□

□未來際□相違すべからず、者れば□領家の御領也、

仍って〔寄〕〔進〕せしめるところ□

□安三年五月二十三日

〔解説〕

この文書は焼失によって上半分がかなり損傷して判読不明な点が多い。従って寄進の主体者の氏名も、対象物件もわからない。

五四、氏名未詳寄進狀

□自昔 天長地久□

□〔而〕爲無縁所之□

□爲大岳寺勤行□

□未來際、不可相違矣者□

□領家御願也、仍所〔寄〕□

□安三年五月廿三日

ただ大岡寺が無縁所であることが明記されており、大岡寺の性格を知る上で大変に興味を持たれる。無縁所については前述したのでそれによらたい。



(縦三一・〇厘×横三六・七厘)

五五、僧長源寄進狀

岩次名内田島事、

内田、坪極樂寺南壹段

佐字垣貳段

七郎殿分也、早守今年二月廿八日

殿御下知、向後不可有他妨、仍

文如件、

□□
子六月一日

僧長源(花押)

。上半分焼失により欠く。

岩次名の内田畠の事、

内田坪極楽寺南一段

佐字垣二段

七郎殿の分也、早く今年二月二十八日

殿の御下知〔に任せ〕、向後他の妨げあ

るべからず、仍って 文件の如し、

□□ 子六月一日

僧長源（花押）

〔解説〕

この文書も焼失による損傷のために判読がいちじるしく困難である。しかし文意は僧長源なる者が岩次名の田畠を大岡寺に寄附した寄進状であると思われる。田地は極楽寺南の一段のほか畠地として佐字垣二段などのことが散見し、畠地が垣内畠によってなっていることがわかって興味がある。垣内は、まわりを竹木・垣・堀などで区切った耕地であり、一つの開発の拠点的性格をもったといわれている。年号が未詳であることがおしまれる。

